

気づいてますか？

ドメスティック・バイオレンス(DV)夫や恋人から受ける暴力は、犯罪です。

その悩み、ひとり
抱え込まないで。



多くの女性たちが
夫や恋人から受ける身体的暴力や
言葉や態度による精神的暴力、
セックスの強要などの
性的暴力に苦しんでいます。
2001年10月、
DV防止法(配偶者からの暴力の防止
および被害者の保護に関する法律)が
施行されます。

あなたや私の尊厳は
護られるのでしょうか。

これまでドメスティック・バイオレンスを
容認してきた社会が、
いま、問い直されています。
踏み出してください、解決への一歩を。

女性問題についてのご相談は(水・金曜日のみ)

03-3971-8553

家庭問題・子ども、離婚についてのご相談は

03-3971-3741

**財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
(アジア女性基金)**

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス 電話 03-3583-9322 FAX. 03-3583-9321

ホームページ = <http://www.awf.or.jp> e-mail = dignity@awf.or.jp

アジア女性基金では、暴力や性被害に悩む女性のための「公共機関相談窓口一覧」をホームページで掲載しています。